

## (別紙)

### 群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例（仮称）素案

インターネットの普及は、私たちの社会に大きな恩恵をもたらしている。人類史上、最大の発明の1つとも言われるこのツールを通じて、人々は世界のどこにいても、容易にコミュニケーションを図ることができるようになった。加えて、インターネットは、誰もが、あらゆる場所で世界と繋がり、様々な情報を瞬時に入手することも可能にした。そのことで、1人1人が発信者になれる時代を到来させた。今や、世界中のあらゆるイノベーションは、インターネットの存在抜きには考えられないと言っても過言ではない。

しかしながら、社会全体のゲームチェンジャーとなったインターネットにも光と闇がある。例えば、匿名性や不特定多数性等、その特性に由来する誤った情報や嫌がらせによる風評被害、悪口等を言いふらし他人の名誉や感情を傷つける誹謗中傷、プライバシー侵害などが安易に行われ、いじめの温床となるなどの問題が世界各地で深刻化している。

インターネットでいったん世界中に発信された情報を消去することは困難である。そのため、インターネットが無かった時代には想像もつかなかった被害が続発している。被害者は、特にインターネット上の誹謗中傷又はプライバシー侵害により心理的、身体的にも大きな負担を強いられている。さらには、発信者自身が、意図せず加害者となるような事態も頻発している。

県民の誰もが被害者にも加害者にもなり得るという認識のもと、私たちは、被害者に寄り添い、被害者の視点に立った支援を行うことが不可欠だと考えている。同時に、県民が被害者にも加害者にもならないために、正しくインターネットを活用する知識と能力を身につけることも極めて重要である。今こそ、私たちは、表現の自由に配慮しつつ、県民をインターネットの負の側面から守るための必要な対策を講じていく必要がある。

ここに、インターネット上で発信された情報により傷つけられた被害者への支援に関する基本的施策を明らかにし、展開することにより、県民が被害者にも加害者にもなることなく、自由かつ活発に情報を収集し、発信することができる社会、すなわち、誰もがインターネットの恩恵を享受できる、安全で安心な社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の被害者の支援等に関して、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「誹謗中傷等」とは、インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害等当該者の権利を侵害する情報（以下この項において「侵害情報」という。）、侵害情報に該当する可能性のある情報又は侵害情報には該当しないが当該者に著しい心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報を発信することをいう。

2 この条例において「被害者」とは、誹謗中傷等により平穏な日常生活又は経済活動等を害された者をいう。

3 この条例において「行為者」とは、被害者を発生させた者をいう。

4 この条例において「インターネットリテラシー」とは、インターネットの利便性、危険性及び基本的なマナーを理解して、正しく情報を取捨選択し、適正な情報を発信し、及びインターネット上のトラブルを回避してインターネットを正しく活用する能力をいう。

(県の責務)

第3条 県は、被害者を支援するための施策及び行為者を発生させないための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の役割)

第4条 県民は、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるとともに、自らが行為者となることがないように、インターネットリテラシーの向上に努めるものとする。

(連携協力)

第5条 県は、第3条の施策を円滑に策定し、及び実施するため、国、市町村、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、被害者の援助を行う民間団体その他の関係機関と連携を図らなければならない。

(基本的施策)

第6条 県は、インターネット上で情報を発信する者の表現の自由に配慮しつつ、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- (1) 被害者の心理的負担の軽減を含めた相談体制の整備
- (2) 県民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、被害者を支援するための施策及び行為者を発生させないための施策

(相談体制)

第7条 県は、被害者の不安、被害者に生じた不利益等を解消し、及び被害者が抱える心理的負担を軽減するため、相談体制を整備するものとし、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言
  - (2) 専門的知識を有する者の紹介
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、被害者の相談対応として必要な事項
- 2 県は、前項の相談体制の整備に当たっては、相談をする者が安心して話しやすく、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。
- 3 県は、第1項の相談のほか、インターネット上で発信した情報に関して不安を抱える者の相談を受けるものとする。

(インターネットリテラシーの向上)

第8条 県は、県民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、研修会、講演会等の開催のほか、教材等の制作、情報提供等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、青少年に対する前項の施策を講じるに当たっては、学校教育と連携して取り組むとともに、就学前からの学びについて保護者の理解を得ながら取り組むよう努めるものとする。

(県民の理解の増進)

第9条 県は、誹謗中傷等の問題に関する県民の理解を深めるため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、この条例に規定する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。